

報告第27号

令和6年第7回福津市議会臨時会への上程議案のうち教育予算に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和6年第7回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年12月4日に教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年12月10日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和6年第7回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年12月4日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田 中 一 郎

臨時代理の内容

令和6年第7回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年第7回福津市議会臨時会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

6 福教総第 6 4 1 号

令和 6 年 1 2 月 4 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市教育委員会

教育長職務代理者 田中 一郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について（回答）

令和 6 年 1 2 月 4 日付 6 福総第 9 1 0 号文書で照会のありました、令和 6 年
第 7 回福津市議会臨時会に提出が予定されている下記の議案につきましては、
異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 7 号）について



6 福総第 9 1 0 号
令和 6 年 1 2 月 4 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田中 一郎 様

福津市長 原崎 智仁



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 6 年第 7 回福津市議会臨時会に提出を予定している下記議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、意見を求め
ます。

記

- ・ 令和 6 年度福津市一般会計補正予算（第 7 号）について

議案第 5 5 号

重大事態にかかる調査報告書について

令和 5 年度発生 of 重大事態にかかる調査報告書について、公表の可否を決定する。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 田 中 一 郎

理 由

重大事態の調査報告書の公表の可否については、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する必要がある。

このことから、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、教育委員会として判断する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。